

第67期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

株式会社WDI

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.wdi.co.jp>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループは、倫理・法令遵守を企業の社会的責任であると位置付け、当社の企業理念、WDI行動規範を取締役ならびに全従業員が日々実践していくことで、職務遂行上における倫理・法令ならびに定款の遵守を徹底いたします。

代表取締役の直轄組織として内部監査室が内部監査を所管し、監査役との連携のもとで年間計画に基づき定期的に監査業務を行い、各部署・店舗が法令、定款、内部規程（規則）に従って適切かつ円満に職務執行されていることを確認の上、代表取締役に報告をするとともに、適切かつ有効な指導を行ってまいります。

補完体制として、社内通報規程に基づき「社内通報制度」の継続運用を行い、コンプライアンスによる相談窓口の設置を社内に広く認識させるとともに、通報した人が不利益を受けないことを保障いたします。

当社及び当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断いたします。反社会的勢力及び団体からの不当要求等に対しては、企業を挙げて立ち向かい、反社会的勢力による被害の防止に努めてまいります。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、取締役会議事録を作成の上で、「文書管理規程」及び「稟議規程」に基づき適切に整理・保存・管理を行ってまいります。

子会社は「関連会社管理規程」に基づき定期的または必要に応じ、業績、財務状況、その他業務上の重要事項を当社に報告または承認を得ております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループは、過大なリスクを伴う不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し最小限に止めるなどの危機管理体制の整備を行ってまいります。

④ 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループは、原則として1ヶ月に1回開催する定時取締役会の他に、必要に応じて臨時取締役会を開催し重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行ってまいります。

業務遂行を円滑に行うため経営会議を開催して、取締役会における経営意思の決定や業務執行が的確かつ迅速に行える体制を構築いたします。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社に対する適切な経営管理を行ってまいります。

子会社の年度予算及び中長期経営計画は当社の取締役会で承認し、計画の進捗状況に関して定期的に取り締役員において報告を受けております。

グループ会社に関しても、内部監査室が定期的に監査を実施するとともに、業務の適正性を確保する体制を整備いたします。

⑥ 監査役を補助する使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、必要に応じて補助すべき使用人を置きます。当該使用人の評価等に関しては、監査役の同意を得て決定するものとし、取締役からの独立性の確保を行ってまいります。

⑦ 監査役を補助する使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に関しては、取締役その他使用人から指揮命令を受けず、主として監査役の指揮命令に従い職務を執行いたします。

⑧ 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社及びその子会社に関して業務上知り得た重要な事項について、ただちに監査役に報告する義務を負います。但し、それにより報告者が不利益を受けることがない体制を構築しております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要書類の閲覧や意思決定の過程や職務遂行に係る事項に関し、必要に応じて意見・質問などを述べてまいります。

また「内部監査規程」において内部監査室は、監査役との密接な連携を保つよう定め、監査役の監査の実効性確保を図っております。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項

当該費用の前払いまたは償還については、監査役の請求等に従い速やかに実施しております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システム構築を行っております。また、係るシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行ってまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 法令及び定款に適合することを確保するための体制について

当社内部監査室は年間計画に基づき、監査役との連携のもとで定期監査を実施しております。各部署・店舗、関連子会社の法令、内部規程（規則）に従った職務執行状況を確認し、代表取締役役に報告、必要に応じて業務の改善指導を実施しております。また、コンプライアンス相談窓口の設置による社内通報制度の運用も継続的に実施しております。

② 取締役の職務の執行について

取締役会規程に基づき、月1回の定時取締役会を開催しております。適宜臨時取締役会も開催し重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を実施しております。定時取締役会及び臨時取締役会の資料、議事録は「文書管理規程」に基づいて担当部署により作成され、セキュリティが保持された社内文書サーバ及び金庫に保管されております。

③ リスク管理に関する規程その他の体制について

取締役会及び経営会議にて当社を取り巻くリスクについて認識し、適切な対応によるリスクの軽減、予防について検討しております。また、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を適宜開催しております。

④ 監査役の監査、職務執行について

当社監査役は当社の定時及び臨時取締役会、その他の重要な会議に出席し、当社及びその関連子会社に関する重要な事項の報告を受け、適宜助言・提言などを述べるとともに、月1回の監査役会を開催し当社の経理システムならびに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。また、当社内部監査室と連携して監査を行うことで監査役監査の実効性確保を図っております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ・連結子会社の数 17社
 - ・主要な連結子会社の名称 株式会社WDI JAPAN
WDI International, Inc.
P.T. WDI Indonesia
株式会社Wolfgang's Steakhouse JAPAN
WDI UK Ltd.
- (2) 持分法の適用に関する事項
- ・持分法適用の関連会社数 1社
 - ・主要な持分法適用会社名 新味股份有限公司
- 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。
- (3) 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する事項
- 当連結会計年度において清算いたしましたINAKAYA NEW YORK,LLCを連結の範囲から除外しております
- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 日本国内以外の連結子会社の決算日は、全て12月31日であります。
- 連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
- (5) 会計方針に関する事項
- ①重要な資産の評価基準及び評価方法
- たな卸資産
- ・商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。また在外連結子会社は先入先出法による低価法、または総平均法による低価法を採用しております。
 - ・原材料 主に最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。また在外連結子会社は先入先出法による低価法を採用しております。
- ②重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ、有形固定資産 定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。（但し、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。）
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- 建物及び構築物・・・・・・・・・・3～65年
工具、器具及び備品・・・・・・・・・・2～20年

- ロ. 無形固定資産
 - ・フランチャイズ権 契約期間に基づき償却する方法を採用しております。
 - ・自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。
 - ハ. 販売促進引当金 主に販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- ④重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、在外連結子会社等の決算日における直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- ⑤その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - イ. 退職給付に係る負債の計上基準

一部の在外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - ロ. 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「固定資産売却損」は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、特別損失の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

減損損失の算定方法については、「11. その他の注記 (1)減損損失に関する注記」に記載しております。

将来キャッシュ・フローを算定するにあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大が事業活動に与える影響は、2022年3月までは一定程度継続するものの徐々に小さくなり、2022年4月以降は同感染症が影響を及ぼす以前の売上高に戻るものと仮定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、収束に更に時間を要する場合には、将来において当社グループの固定資産の減損損失を認識する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供されている資産	
建物及び構築物	107千円
工具、器具及び備品	9千円
無形固定資産	48,000千円
計	48,116千円
担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	50,000千円
計	50,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,495,871千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,331,920株	一株	一株	6,331,920株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	665株	一株	一株	665株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2021年6月25日開催の第67期定時株主総会決議による配当に関する事項。

・ 配当金の総額	50,650千円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当額	8円
・ 基準日	2021年3月31日
・ 効力発生日	2021年6月28日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画等に照らして、必要な資金(銀行借入)を調達しております。また、必要に応じて短期的な資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び預け金は顧客の信用リスクに晒されております。

敷金保証金は物件所有者の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は非上場株式への出資であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用はそのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

売掛金及び預け金については、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新する等の方法により管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	7,418,752	7,418,752	—
(2) 売掛金	502,522	502,522	—
(3) 預け金	426,436	426,436	—
(4) 敷金保証金	74,886	74,886	—
資産計	8,422,597	8,422,597	—
(1) 買掛金	484,063	484,063	—
(2) 短期借入金	25,000	25,000	—
(3) 未払金	654,894	654,894	—
(4) 未払費用	356,791	356,791	—
(5) 未払法人税等	154,590	154,590	—
(6) 長期借入金	6,154,602	6,145,779	△8,822
負債計	7,829,942	7,821,119	△8,822

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金保証金

短期間で回収が見込まれる敷金保証金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金 (2) 短期借入金 (3) 未払金 (4) 未払費用 (5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、主に元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	24,061
敷金保証金	1,503,361

(投資有価証券)

投資有価証券については、非上場株式であるため市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(敷金保証金)

対象物件からの退去が見込まれる時期が明確ではない敷金保証金については、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,418,752	—	—	—
売掛金	502,522	—	—	—
預け金	426,436	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,214,370	1,099,100	769,600	370,558	1,650,652

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループは東京都内において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビル等を有しておりました。これら賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
280,472千円	△280,472千円	－千円	－千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額は、主に固定資産の売却等によるものであります。

また、賃貸等不動産に関する当連結会計年度の損益は、次のとおりであります。

賃貸収益	賃貸費用	差額	その他損益
144,767千円	39,341千円	105,425千円	－千円

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 569円17銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 266円18銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

10. 重要な後発事象に関する注記

資本金の額の減少

当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、2021年6月25日開催予定の第67期定時株主総会に、資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

(1) 資本金の額の減少の目的

資本政策の柔軟性・機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

(2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少の内容

減少する資本金の額

資本金の額585,558,000円を535,558,000円減少して、50,000,000円といたします。

(4) 日程

取締役会決議	2021年5月13日
債権者異議申述最終期日	2021年6月18日(予定)
株主総会決議	2021年6月25日(予定)
資本金の額の減少の効力発生日	2021年6月25日(予定)

- (5) その他重要な事項がある場合にはその内容

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社業績に与える影響はありません。上記の内容につきましては、6月25日開催予定の第67期定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

11. その他の注記

- (1) 減損損失に関する注記

当連結会計年度において当社グループは、以下の減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
埼玉県鶴ヶ島市、千葉県成田市 千代田区、横浜市西区 愛知県西春日井郡、京都市東山区 大阪市西区等	事業用資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品 投資その他の資産等
川崎市中原区	従業員寮	建物及び構築物 工具、器具及び備品 土地
米国ニューヨーク州 カリフォルニア州 ハワイ州	事業用資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品 投資その他の資産等
インドネシア共和国バリ州	事業用資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品

当社グループでは、事業用資産については原則として店舗単位を、賃貸借不動産及び従業員寮については各物件を資産グループとしております。

当連結会計年度において、事業用資産については営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであり、当初予定していた収益を将来において見込めない店舗、閉店に伴う資産の除却が見込まれる店舗及び閉鎖した店舗等が存在したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失（1,201,457千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物及び構築物970,108千円、工具、器具及び備品198,771千円及び投資その他の資産等32,576千円であります。

また、従業員寮については売却の意思決定をしたことに伴い、回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失（106,061千円）として特別損失に計上しました。その内訳は建物及び構築物13,016千円、工具、器具及び備品144千円及び土地92,901千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は市場価値に基づいた正味売却価額または使用価値により測定し、使用価値は将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定しております。

- (2) 店舗閉鎖損失に関する注記

当連結会計年度において、店舗の閉鎖に伴い発生する原状回復費用や契約違約金等の損失を計上しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
・時価のないもの 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 定率法
但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物・・・6～65年
工具、器具及び備品・・・2～10年
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期負担分を計上しております。
- (4) 外貨建資産負債の換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(貸倒引当金)

当社の2021年3月31日現在の関係会社貸付金残高には、米国子会社に対する貸付金が含まれております。

米国子会社の業績が、新型コロナウイルス感染症が拡大したことの影響を受け、著しく悪化し、債務超過の状況に陥ったため、貸倒見積高を算定し、引当金を計上いたしました。

当社は、米国子会社に対する貸倒懸念債権については、債務者の支払能力を経営状態、債務超過の程度、事業活動の状況、再建計画の実現可能性、今後の収益及び資金繰りの見通し等を考慮することにより判断し、貸倒見積高を算定しております。

将来計画の前提として、新型コロナウイルス感染症の拡大が米国子会社の事業活動に与える影響は、2022年3月までは一定程度継続するものの徐々に小さくなり、2022年4月以降は同感染症が影響を及ぼす以前の売上高に戻るものと仮定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、収束に更に時間を要する場合には当社の貸倒引当金の金額に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供されている資産

建物及び構築物	107千円
工具、器具及び備品	9千円
借地権	48,000千円
計	48,116千円

上記は株式会社WDI JAPANの1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の担保に供しております。

当該担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	50,000千円
計	50,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

36,981千円

(3) 偶発債務

2009年12月1日付の会社分割により株式会社WDI JAPANが承継した債務につき、重畳的債務引受(287,671千円)を行っております。また、株式会社WDI JAPANの一部の金銭消費貸借契約及び売買契約に対して連帯保証(3,411,472千円)を行っております。

(4) 関係会社に対する金銭債権債務(区分掲記したものを除く)

短期金銭債権	41千円
短期金銭債務	2,399千円

(5) 取締役及び監査役に対する金銭債務

短期金銭債務	884千円
--------	-------

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	67,369千円
営業費用	19,400千円
営業外費用	6,136千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	665株	－株	－株	665株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業所税	146千円
未払事業税	1,315千円
賞与引当金	1,077千円
未払費用	170千円
貸倒引当金	170,365千円
繰越欠損金	10,793千円
投資有価証券評価損	8,868千円
減損損失	3,371千円
会社分割により取得した子会社株式	112,221千円
子会社株式評価損	26,463千円
その他	5,123千円
計	339,916千円
評価性引当額	△339,916千円
計	－千円

繰延税金負債

固定資産圧縮損	△1,018,115千円
計	△1,018,115千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳	
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
住民税均等割	0.1%
評価性引当額の増減	8.4%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.1%

9. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。
- (3) 子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (注10) (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社 WDI JAPAN	10,000 千円	飲食業	所有 直接 100	3名	取引先	重畳的債務引受 (注1)	287,671	—	—
							連帯保証 (注2)	3,411,472	—	—
							資金の貸付及び回収 (注3)	2,100,000	関係会社 短期貸付金	400,000
							貸付金の放棄 (注4)	1,700,000	—	—
							経営指導料の受取 (注5)	70,681	売掛金	18,271
受取利息 (注6)	3,766	未収金	3,766							
在外子会社債権等の 回収 (注7)	61,805	未払金	—							
子会社	W D I Internationa l , I n c .	12,000 千米 ドル	飲食業	所有 直接 100	3名	取引先	資金の貸付 (注3)	1,194,590	関係会社 長期貸付金	1,217,810
							貸倒引当金の繰入 (注8)	556,065	貸倒 引当金	556,065
子会社	味都特亞州 餐飲管理 有限公司	28,700 千香港 ドル	飲食業	所有 直接 100	3名	取引先	短期の借入 (注9)	71,200	関係会社 短期借入金	71,200
子会社	W D I U K L t d .	2,000 千英 ポンド	飲食業	所有 直接 100	2名	取引先	短期の借入 (注9)	18,678	関係会社 短期借入金	258,672

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 持株会社制への移行に伴い、2009年11月30日において当社が取引先に対して負担していた債務について、当社は重畳的債務引受の方法により株式会社WDI JAPANとともに連帯して責任を負うこととしております。
2. 一部の金銭消費貸借契約、売買契約に対して連帯保証を負っております。

3. 株式会社WDI JAPAN及びWDI International,Inc.の運営資金調達の一環としての資金の貸付、及び貸付期限到来分の回収を行いました。
4. 短期貸付金の一部について、金融支援による株式会社WDI JAPANの財務体質改善及び対外信用力強化のため、債権を放棄しました。
5. 経営指導料について、経営指導委託契約に定められた基準に従って決定しております。
6. 株式会社WDI JAPANへの貸付に伴う利息を受領しております。
7. 経費等支払の一時的な立替を株式会社WDI JAPANにて行っております。
8. WDI International.への関係会社長期貸付金期末残高に対して貸倒引当金繰入額を計上しております。
9. WDI UK Ltd.より1,700千英ポンド及び味都特亞州餐飲管理有限公司より5,000千香港ドルを短期に借り入れております。
10. 取引金額には、消費税を含めておりません。

10. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 586円01銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 251円32銭 |

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

11. 重要な後発事象に関する注記

資本金の額の減少

「連結注記表」10.重要な後発事象に関する注記に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。